

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 施行規則

平成24年 6月18日 経済産業省 令 第46号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令
平成25年 7月12日 経済産業省 令 第37号

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成25年 7月12日

(接続の請求を拒むことができる正当な理由)
第六条 法第五条第一項第三号の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。
一 当該特定供給者が、自らの認定発電設備の所在地、出力その他の当該認定発電設備と被接続先電気工作物とを電氣的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しないこと。
二 当該接続に係る契約の内容が、次のいずれかに該当すること。
イ 虚偽の内容を含むものであること。
ロ 法令の規定に違反する内容を含むものであること。
ハ 損害賠償又は違約金に関し、次のいずれかに該当する内容を含むものであること。
(1) 接続請求電気事業者が、その責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償すること（第三号二に規定する場合を除く。）
(2) 接続請求電気事業者が当該接続に係る契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害を超えた額の賠償をすること。
三 当該特定供給者が当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項 **◆追加◆**を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。
イ 接続請求電気事業者が、次の(1)及び(2)に掲げる措置（以下「回避措置」という。）を講じたとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量が必要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者（太陽光発電設備又は風力発電設備であってその出力が五百キロワット以上のものを用いる者に限る。イ **◆追加◆**において同じ。）は、当該接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、自ら用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害（年間三十日を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限る。）の補償を求めないこと（当該

(接続の請求を拒むことができる正当な理由)
第六条 法第五条第一項第三号の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。
一 当該特定供給者が、自らの認定発電設備の所在地、出力その他の当該認定発電設備と被接続先電気工作物とを電氣的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しないこと。
二 当該接続に係る契約の内容が、次のいずれかに該当すること。
イ 虚偽の内容を含むものであること。
ロ 法令の規定に違反する内容を含むものであること。
ハ 損害賠償又は違約金に関し、次のいずれかに該当する内容を含むものであること。
(1) 接続請求電気事業者が、その責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償すること（第三号二に規定する場合を除く。）
(2) 接続請求電気事業者が当該接続に係る契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害を超えた額の賠償をすること。
三 当該特定供給者が当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項 **(第七号に掲げる場合にあつては、ロから二に掲げる事項)**を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。
イ 接続請求電気事業者が、次の(1)及び(2)に掲げる措置（以下「回避措置」という。）を講じたとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量が必要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者（太陽光発電設備又は風力発電設備であってその出力が五百キロワット以上のものを用いる者に限る。イ、**第七号及び第八号**において同じ。）は、当該接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、自ら用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害（年間三十日を超えない範囲内で行われる当該抑

接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該指示を行う前に当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。)及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

(1) 当該接続請求電気事業者が所有する発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備(揚水式発電設備を除く。))及び地熱発電設備を除く。以下この(1)において同じ。)及び接続請求電気事業者が調達している電気の発電設備の出力の抑制(安定供給上支障があると判断される限度まで行われる出力の抑制をいう。)、並びに水力発電設備(揚水式発電設備に限る。)の揚水運転

(2) 当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合における当該上回ることが見込まれる量の電気の取引の申込み

ロ(1)又は(2)に掲げる場合(接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらない場合に限る。)には、当該接続請求電気事業者が当該特定供給者の認定発電設備の出力の抑制を行うことができること、及び当該接続請求電気事業者が、書面により当該抑制を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1) 天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障を防止するための装置の作動により停止した場合

(2) 人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合又は被接続先電気工作物に接近した人の生命及び身体を保護する必要がある場合において、当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した場合

ハ(1)又は(2)に掲げる場合には、接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと、及び当該接続請求電気事業者が、書面により当該指示を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1) 被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれらの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

(2) 当該特定供給者以外の者が用いる電気工

制により生じた損害に限る。)の補償を求めないこと(当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該指示を行う前に当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。)及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

(1) 当該接続請求電気事業者が所有する発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備(揚水式発電設備を除く。))及び地熱発電設備を除く。以下この(1)において同じ。)及び接続請求電気事業者が調達している電気の発電設備の出力の抑制(安定供給上支障があると判断される限度まで行われる出力の抑制をいう。)、並びに水力発電設備(揚水式発電設備に限る。)の揚水運転

(2) 当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合における当該上回ることが見込まれる量の電気の取引の申込み

ロ(1)又は(2)に掲げる場合(接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらない場合に限る。)には、当該接続請求電気事業者が当該特定供給者の認定発電設備の出力の抑制を行うことができること、及び当該接続請求電気事業者が、書面により当該抑制を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1) 天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障を防止するための装置の作動により停止した場合

(2) 人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合又は被接続先電気工作物に接近した人の生命及び身体を保護する必要がある場合において、当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した場合

ハ(1)又は(2)に掲げる場合には、接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと、及び当該接続請求電気事業者が、書面により当該指示を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1) 被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれらの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制

作物と被接続先電気工作物とを電氣的に接続する工事を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

ニ イからハ ◆追加◆において出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこととされている場合以外の場合において、接続請求電気事業者による特定供給者の認定発電設備の出力の抑制又は当該接続請求電気事業者による指示に従って当該特定供給者が行った認定発電設備の出力の抑制により生じた損害については、その出力の抑制を行わなかったとしたならば当該特定供給者が特定契約電気事業者に供給したであろうと認められる再生可能エネルギー電気の量に当該再生可能エネルギー電気に係る調達価格を乗じて得た額を限度として補償を求めることができること、及び当該補償を求められた場合には当該接続請求電気事業者はこれに応じなければならないこと（当該接続に係る契約の締結時において、当該特定供給者及び当該接続請求電気事業者のいずれもが予想することができなかつた特別の事情が生じた場合であつて、当該特別の事情の発生が当該接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかなる場合を除く。）。

四 当該特定供給者が、次に掲げる事項について当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ 接続請求電気事業者の従業員（当該接続請求電気事業者から委託を受けて保安業務を実施する者を含む。）が、保安のため必要な場合に、当該特定供給者の認定発電設備又は特定供給者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができること。

ロ 当該特定供給者（当該特定供給者が法人である場合にあつては、その役員又はその経営に参与している者を含む。）が、暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ハ 当該接続に係る契約に関する訴えは、日本の裁判所の管轄に専属すること、当該接続に係る契約の準拠法は日本法によること、及び当該接続に係る契約の契約書の正本は日本語で作成すること。

五 接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（次に掲げる措置を講じた場合に限る。）。

イ 当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を示した場合

する場合

(2) 当該特定供給者以外の者が用いる電気工作物と被接続先電気工作物とを電氣的に接続する工事を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

ニ イからハ 及び第七号ロにおいて出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこととされている場合以外の場合において、接続請求電気事業者による特定供給者の認定発電設備の出力の抑制又は当該接続請求電気事業者による指示に従って当該特定供給者が行った認定発電設備の出力の抑制により生じた損害については、その出力の抑制を行わなかったとしたならば当該特定供給者が特定契約電気事業者に供給したであろうと認められる再生可能エネルギー電気の量に当該再生可能エネルギー電気に係る調達価格を乗じて得た額を限度として補償を求めることができること、及び当該補償を求められた場合には当該接続請求電気事業者はこれに応じなければならないこと（当該接続に係る契約の締結時において、当該特定供給者及び当該接続請求電気事業者のいずれもが予想することができなかつた特別の事情が生じた場合であつて、当該特別の事情の発生が当該接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかなる場合を除く。）。

四 当該特定供給者が、次に掲げる事項について当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ 接続請求電気事業者の従業員（当該接続請求電気事業者から委託を受けて保安業務を実施する者を含む。）が、保安のため必要な場合に、当該特定供給者の認定発電設備又は特定供給者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができること。

ロ 当該特定供給者（当該特定供給者が法人である場合にあつては、その役員又はその経営に参与している者を含む。）が、暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ハ 当該接続に係る契約に関する訴えは、日本の裁判所の管轄に専属すること、当該接続に係る契約の準拠法は日本法によること、及び当該接続に係る契約の契約書の正本は日本語で作成すること。

五 接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（次に掲げる措置を講じた場合に限る。）。

イ 当該接続請求電気事業者が当該特定供給者

□ 当該接続請求電気事業者が、特定供給者による接続の請求に応じることが可能な被接続先電気工作物の接続箇所のうち、当該特定供給者にとって経済的にみて合理的な接続箇所を提示し、当該接続箇所が経済的にみて合理的なものであることの裏付けとなる合理的な根拠を示す書面（当該接続箇所の提示が著しく困難な場合においてはその旨、及びその裏付けとなる合理的な根拠を示す書面）を示した場合

六 接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、**第三号イに掲げる出力の抑制**を行ったとしてもなお、当該接続請求電気事業者が受け入れることが可能な電気の量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を提出した場合に限る。）。

◆追加◆

◆追加◆

◆追加◆

◆追加◆

◆追加◆

に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を示した場合

□ 当該接続請求電気事業者が、特定供給者による接続の請求に応じることが可能な被接続先電気工作物の接続箇所のうち、当該特定供給者にとって経済的にみて合理的な接続箇所を提示し、当該接続箇所が経済的にみて合理的なものであることの裏付けとなる合理的な根拠を示す書面（当該接続箇所の提示が著しく困難な場合においてはその旨、及びその裏付けとなる合理的な根拠を示す書面）を示した場合

六 接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、**年間三十日の第三号イに規定する認定発電設備の出力の抑制**を行ったとしてもなお、当該接続請求電気事業者が受け入れることが可能な電気の量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を提出した場合に限る。）。

七 当該特定供給者が、指定電気事業者（年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなることが見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者をいう。以下同じ。）が年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、当該指定電気事業者と第五条第一項に規定する接続を行おうとする場合にあっては、当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ 当該指定電気事業者が回避措置を講じたとしてもなお当該指定電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者は、当該指定電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、自ら用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）。

□ 当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該指定電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該指示を行う前に当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該指定電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであった

ことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。)

ハ 当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

八 当該特定供給者が、指定電気事業者に対して法第五条第一項の規定による接続の請求を行った場合において、当該指定電気事業者から当該接続に係る契約の締結後相当の期間内に当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始することができることを示すことを求められたにもかかわらず、これを示すことができないこと。

2 接続請求電気事業者は、前項第三号イ及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示を行おうとする場合には、あらかじめその方法を公表しなければならない。

3 接続請求電気事業者は、第一項第三号イ及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制が行われたときには、当該出力の抑制が行われた日の属する月の翌月に、当該出力の抑制が行われた日及び時間帯並びにその時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計を公表しなければならない。

4 指定電気事業者は、法第五条第一項による接続の請求をしようとし、又は請求をした者から求めがあった場合には、第一項第七号イに規定する出力の抑制に関し、その日数及び時間帯の見通し並びにその根拠についての情報及び資料を当該者に対し提供しなければならない。

- 改正法・附則・題名- ～平成25年 7月12日 経済産業省 令 第37号～

施行日：平成25年 7月12日

◆追加◆

附 則（平成二五・七・一二経産令三七）

- 改正法・附則- ～平成25年 7月12日 経済産業省 令 第37号～

施行日：平成25年 7月12日

◆追加◆

この省令は、公布の日から施行する。